

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	入蔵地区 (入蔵集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、小規模の兼業農家を中心に農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。稲作が中心で、大きな畦畔や不整形な水田も多く、大規模・効率的な農業を行う事ができない地域である。近年の米価の下落や森林管理の不全等による不安定な収量などにより、農業所得が低く、農地や農業用施設の管理に負担感がある。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、地区内外から担い手を確保する必要がある。住宅に隣接した農地も多く、農地が荒廃すると、地域生活に支障が生じる場合もあり、農業後継者や担い手が速やかに作付けを行えるよう、耕作条件の維持が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

日本型直接支払交付金を活用しながら、農業用施設の維持・補修、農用地の保全管理を行い、地域全体で耕作環境の維持につとめつつ、地区内外から農用地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備田、住宅の隣接農地及び日本型直接支払の協定農用地を農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
南部町農村振興公社、あぐりサポートなんぶへ作業を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦日本型直接支払交付金（多面、中山間）を活用して、農用地・農業用施設の保全管理を行い、遊休農地の発生防止を図る。